

## 河内長野市第4次保健計画（案）に対するパブリックコメント意見一覧

### {概要}

平成31年2月20日（水）～平成31年3月20日（水）まで、市内の主な公共施設及び市ホームページにおいて公表し、河内長野市第4次保健計画（案）に対するパブリックコメント意見募集しましたところ、7名より9件の貴重なご意見をいただきました。なお、ご意見と、ご意見に対する市の考え方は次頁のとおりです。

### ◆ご意見の内容別一覧

| 内容   | 計画該当頁 | 意見番号 | 意見数 | 計画への反映状況         | 分類  |
|--|-------|------|-----|------------------|-----|
| 公共施設での喫煙場所設置を求める内容への変更。  | P 4 4 | 1    | 1件  | 計画には反映しないものとします。 | その他 |
| 「健診等で喫煙者に対し禁煙指導を行います」から「健診等において喫煙者の中でたばこをやめたい人に対し、禁煙指導を行います。」への文言変更。 | P 4 4 | 2    | 1件  | 計画には反映しないものとします。 | その他 |
| 喫煙率に関する数値目標自体の削除。  | P 4 4 | 3    | 1件  | 計画には反映しないものとします。 | その他 |
| たばこを世の中から無くすことや加熱式たばこを規制するような政策に対する意見。                               | P 4 4 | 4    | 1件  | 計画には反映しないものとします。 | その他 |

| 内容  | 計画該当頁 | 意見番号 | 意見数 | 計画への反映状況           | 分類  |
|---|-------|------|-----|--------------------|-----|
| 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に喫煙場所を設置することができるようにして、受動喫煙を防止したらという意見。           | P 4 4 | 5    | 1 件 | 計画には反映しないものとします。   | その他 |
| 中学校給食早期実施を求める意見。  | P 3 5 | 6    | 1 件 | 計画には反映しないものとします。   | 参考  |
| 市役所や公共施設の敷地内禁煙を目指すのではなく、改正健康増進法に則って受動喫煙を防止するための措置がとられた場所に喫煙場所を設ける取組みを求める意見。 | P 4 4 | 7    | 1 件 | 計画には反映しないものとします。   | その他 |
| 歩くことは身体に良いとする意見。  | P 4 0 | 8    | 1 件 | ご意見の趣旨は計画に含まれています。 | その他 |
| 「路上喫煙禁止条例」の制定を求める意見。  | P 4 4 | 9    | 1 件 | 計画には反映しないものとします。   | その他 |

◆ご意見に関する市の考え方

| 番号 | 分類  | 頁    | ご意見  | 市の考え方   |
|----|-----|------|--|---|
| 1  | その他 | P 44 | <p>改正健康増進法によると、行政機関においては、「屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。」となっており、それによって望まない受動喫煙は妨げるとされています。しかしながら、貴市の計画案においては「公共施設での禁煙・受動喫煙防止を推進します。」となっており、一律に公共施設の禁煙化を推進する内容となっています。公共施設が禁煙になると、多数の喫煙場所が無くなることにより、禁煙となる施設の敷地外において路上等での喫煙やポイ捨てが増加したり、火災の危険性が高まるなど、新たな問題が発生するとともに、屋外喫煙所を認めない事により望まない受動喫煙が逆に増えることが考えられます。また、何よりも庁舎への来訪者や、その他公共施設利用者の利便性を失うこととなります。禁止するだけでは何の解決にもなりません。改正健康増進法の規定に則った屋外喫煙所は、公共の受動喫煙防止に資するものであり、公共施設での喫煙場所整備によって受動喫煙を防止することができます。</p> <p>以上により、喫煙所の設置に関しては施設ごとの判断とし、改正健康増進法に則り公共施設での喫煙場所設置について認める事を強く要望します。</p> | <p>万博開催の2025年を目指し、国際都市として、全国に先駆けた受動喫煙防止対策を進めるとして、大阪府が府内全域を対象として制定した大阪府受動喫煙防止条例（以下「大阪府条例」といいます。）においては、学校、病院、児童福祉施設や行政機関の庁舎などの第一種施設（一部例外施設を除く）において敷地内全面禁煙を努力義務とし、特定屋外喫煙場所を設置「しないこと」としています（2020年4月施行予定）。</p> <p>このように、第一種施設において特定屋外喫煙場所を設置「しないこと」とする大阪府条例（本市を含め、府内全域を対象）が施行予定であるため、「公共施設での禁煙・受動喫煙防止を推進します」としました本市計画の記載は原文通りといたします。なお、大阪府条例においては敷地内全面禁煙を努力義務としていることから、特定屋外喫煙場所の設置を「禁止」まではしていないものと認識していますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> |

◆ご意見に関する市の考え方

| 番号 | 分類  | 頁    | ご意見   | 市の考え方  |
|----|-----|------|---|--|
| 2  | その他 | P 44 | <p>「健診等で喫煙者に対し禁煙指導を行います。」となっておりますが、たばこは、社会に広く定着した合法の嗜好品であり、たばこを吸うか吸わないかは成人個人個人が決めるべきものです。禁煙したくない人にまで禁煙指導を行うものではありません。項目3では「たばこをやめたい市民に対して・・・」と記載されているため、それに合わせるべきです。</p> <p>以上により、「健診等において喫煙者の中でたばこをやめたい人に対し、禁煙指導を行います。」に修正することを強く求めます。</p> | <p>健診等で行う喫煙者に対する禁煙指導は健診の目的である生活習慣病予防のために実施しております。</p> <p>したがって、本市計画に記載のたばこをやめたい市民を対象とする個別のたばこ相談とは内容が異なるため、「健診等で喫煙者に対し禁煙指導を行います。」とした本市計画の記載は原文通りといたします。</p> <p>ご理解賜りますようお願いいたします。</p> |

◆ご意見に関する市の考え方

| 番号 | 分類  | 頁    | ご意見   | 市の考え方   |
|----|-----|------|---|---|
| 3  | その他 | P 44 | <p>喫煙者の減少により、たばこの販売は減少の一途をたどっており、零細店が多いたばこ販売店の経営は非常に厳しい状況にあります。たばこは、社会に広く定着した合法の嗜好品であり、たばこを吸うか吸わないかは成人個人が決めるべきものです。たばこを止めたくない人にまで禁煙を強制するわけではありません。また、成人の喫煙率削減数値目標を掲げることは、行政が個人の嗜好にまで踏み込むものであり、到底受け入れられるものではありません。以上により、喫煙率に関する数値目標自体の削除を求めます。</p> <p>私どもといたしましても、望まない受動喫煙を防止すること自体に何ら異を唱えるものではありませんが、たばこは法律で認められた大人の嗜好品であり、永きに亘り社会に広く定着した文化でもあります。私ども町のたばこ屋は、財政の一端を担っているとの誇りと自負をもって、日々、たばこの販売に励んでまいりました。度重なるたばこ税の増税、屋内外における喫煙規制の強化、高齢化の進展等により、たばこの販売量は減少の一途を辿っております。改正健康増進法により、更に販売量が大きく減少することは火を見るより明らかであり、零細な町のたばこ屋にとっては死活問題となります。たばこの悪い面のみ殊更に取り上げて、議論される昨今の風潮は甚だ遺憾です。貴市におかれましては、何卒、私どもの意の有るところをお汲み取り戴き、ご賢察賜りますようお願い申し上げます。</p> | <p>厚生労働省策定の第3期がん対策推進基本計画において「①成人の喫煙率の減少（喫煙をやめたい人がやめる）12%＜平成34年度＞」「②未成年者の喫煙をなくす0%＜平成34年度＞」という数値目標が掲げられており、これに準拠した方向性で本市計画の喫煙率数値目標を掲げたものでありますので本市計画の記載は変更しないことといたします。ご理解賜りますようお願いいたします。</p> |

◆ご意見に関する市の考え方

| 番号 | 分類  | 頁    | ご意見   | 市の考え方  |
|----|-----|------|---|--|
| 4  | その他 | P 44 | <p>市内でたばこ販売を営む者です。たばこの販売は年々減少しているので経営は非常に厳しい状況です。たばこ対策ですが、行政が、たばこを止めたくない人にまで無理やりたばこを止めさせるようなことはしないで下さい。たばこの販売がこれ以上減少すると生活ができません。たばこは広く社会に定着した嗜好品です。私どものことも考えていただきたいです。喫煙について社会的に意見が多いことは承知しています。たばこを嫌いな人もいるでしょう。ただ、たばこを吸う人がいることも事実です。たばこ税も払っています。たばこを吸う人と吸わない人がうまく共存して生活するのが現実的ではないのでしょうか。一方的にたばこを世の中から無くすようなことはしないで欲しいです。</p> <p>また、昨今、加熱式たばこを吸っている人が増えているようです。においも無いし、煙もでません。たばこを吸わない人にとっても受け入れやすいのではないかと考えています。健康の影響がまだよくわからない中で、たばこもダメ、加熱式たばこもダメと言うことはできないでしょう。市が加熱式たばこを規制するような政策をとることはやめてください。</p> <p>以上のことから、河内長野市にはバランスの取れた計画作成を希望します。</p> | <p>本市計画作成に関しては、国の健康日本21に準拠した計画を作り、具体的な取り組みを進めてまいります。例えば、たばこが身体に与える影響についての知識を普及することは必要であり、たばこを止めたい人に健診等の機会を通じて禁煙支援を実施してまいります。</p> <p>また、加熱式たばこについてですが、本市計画では加熱式のたばこを規制する詳細な内容はございません。ただ、加熱式たばこの扱いについては、改正健康増進法、大阪府条例におきましても、専用喫煙室の設置について規定されておりますことから、健康に対する影響があるという状況でございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> |

◆ご意見に関する市の考え方

| 番号 | 分類  | 頁    | ご意見  | 市の考え方  |
|----|-----|------|--|--|
| 5  | その他 | P 44 | <p>計画案に、「公共施設での禁煙・受動喫煙防止を推進します。」とありますが、市役所を利用する人の中にはたばこを吸う人もいます。あまりにも一方的ではないでしょうか。改正された健康増進法では、行政機関においては、「屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。」となっており、それによって望まない受動喫煙は防げるとされています。</p> <p>貴市におかれましては、健康増進法に則った計画を策定したうえで、まずは健康増進法の周知と啓発活動を徹底するよう強く望みます。</p> <p>受動喫煙は防止しなければならないと思います。しかし、公共施設、会社、飲食店等を禁煙にすると、禁煙となる施設の外で吸う人が増えて、吸殻のポイ捨てにより河内長野市の美観を損ねます。また、喫煙者を敷地の外へ追い出すことにより、その施設以外での受動喫煙が発生しかねません。貴市の施設に関わることは貴市として対応を実施しなければなりません。付近の住民や民間施設に押し付けるのは如何なものかと思います。また、貴市として、公共施設、会社、飲食店などを禁煙とするような条例を作った場合、上記の様に屋外で新たな問題が発生します。</p> <p>条例を作るのではなく、マナーアップ啓発の取組みに力を入れることが重要です。</p> | <p>万博開催の 2025 年を目指し、国際都市として全国に先駆けた受動喫煙防止対策を進めるとして、大阪府が府内全域を対象として制定した大阪府受動喫煙防止条例（以下「大阪府条例」といいます。）では、行政機関の庁舎等の第一種施設において、敷地内全面禁煙を努力義務とし、特定屋外喫煙場所を設置「しないこと」としてしています（2020 年 4 月施行予定）。</p> <p>このように、第一種施設において特定屋外喫煙場所を設置「しないこと」とする大阪府条例が施行予定であるため、「公共施設での禁煙・受動喫煙防止を推進します」としました本市計画の記載は原文どおりといたします。また、大阪府条例が本市を含めた府内全域を対象として制定されたことから、現在本市において条</p> |

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | <p>例の制定は予定していません。</p> <p>大阪府条例の府民の健康のため、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりを進める趣旨から、本市におきましては、引き続き健診や地域のイベント等で喫煙や受動喫煙が健康に与える影響について啓発や周知に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> |
|--|--|--|--|--|

◆ご意見に関する市の考え方

| 番号 | 分類 | 頁    | ご意見   | 市の考え方   |
|----|----|------|---|---|
| 6  | 参考 | P 35 | <p>「②多様な主体による食育推進の展開」</p> <p>これには中学校給食早期実施を求めます。言いつくされてきていることですが、給食は同じ時間に、同じ献立を食事する優れた教育価値があります。また保護者には望ましい献立の内容を紹介することになります。</p> <p>聞くところによると担任の加重になるとの声があると聞いていますが、中学生は小学校 6 年間配膳を経験してきました。</p> <p>担任は危険と衛生、そして同じ分量の盛り付けに配慮すべきことです。私の給食指導の経験です。</p> | <p>「多様な主体による食育推進の展開」においては、多様な主体とは、食生活改善推進員や食育活動関係ボランティア等による主体的な食育への取り組みを目指しているものであり、中学校給食の導入につきましては、ご意見として参考にいたします。</p> |

◆ご意見に関する市の考え方

| 番号 | 分類  | 頁    | ご意見   | 市の考え方  |
|----|-----|------|---|--|
| 7  | その他 | P 44 | <p>施策1：禁煙・受動喫煙対策の推進（P 44）</p> <p>「公共施設での禁煙・受動喫煙防止を推進します。」について、意見を申し述べます。私は喫煙者ですが、受動喫煙は防止すべきであると思っています。改正健康増進法に則って取組を推進するのであれば、市役所や公共施設の敷地内禁煙を目指すのではなく、受動喫煙を防止するための措置がとられた場所に喫煙場所を設けるべきです。改正健康増進法では、それにより「望まない受動喫煙」は防げるとされています。</p> <p>市役所や公共施設が敷地内禁煙となった場合、喫煙者はどこで吸えば良いのでしょうか。禁煙とした公共施設の敷地外すぐ外側の道路や住宅地付近とかで吸えというのでしょうか。例えば、人通りの多い道路で吸った場合、たばこを吸わない人に迷惑がかかりますし、ポイ捨てが増えて美化環境が損なわれます。禁止するだけでは何の解決にもなりません。</p> <p>市役所や公共施設を利用する人の中にも喫煙者は存在します。利用者サービスの低下につながるのではないのでしょうか。残念ながらマナーを守らない人がいることは事実ですが、マナーを守って一服する人は増えており、そういう人は灰皿がある場所で立ち止まって吸います。敷地内禁煙にすることはかえって、たばこを吸わない人に迷惑をかけてしまいます。</p> <p>喫煙者は減っているものの、現実に存在します。今日明日のうちに世の中から突然喫煙者がいなくなることはありません。</p> <p>以上により、市役所や公共施設の敷地内禁煙を目指すのではなく、改正健</p> | <p>万博開催の2025年を目指し、国際都市として、全国に先駆けた受動喫煙防止対策を進めるとして、大阪府が府内全域を対象として制定した大阪府受動喫煙防止条例（以下「大阪府条例」といいます。）においては、学校、病院、児童福祉施設や行政機関の庁舎などの第一種施設（一部例外施設を除く）において敷地内全面禁煙を努力義務とし、特定屋外喫煙場所を設置「しないこと」としています（2020年4月施行予定）。</p> <p>このように、第一種施設において特定屋外喫煙場所を設置「しないこと」とする大阪府条例（本市を含め、府内全域を対象）が施行予定であるため、「公共施設での禁煙・受動喫煙防止を推進します」としました本市計画の原文どおりといたします。</p> <p>ただ、加熱式たばこの扱いについては、改正健康増進法、大阪府条例</p> |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  | <p>康増進法に則って受動喫煙を防止するための措置がとられた場所に喫煙場所を設ける取組を推進していただくよう切にお願いします。</p> <p>また、最近では「加熱式たばこ」を吸う人が増えてきています。ニオイが無く周りの人に迷惑がかからないので、重宝しています。そういうたばこまでも禁止する風潮は甚だ遺憾です。厚生労働省においては、受動喫煙による健康影響についてのエビデンスが無いため今後も研究データを蓄積するとされています。以上により、「加熱式たばこ」については過度な対策を講じないよう切にお願いします。</p> <p>以上</p> | <p>におきましても、専用喫煙室の設置について規定されておりますことから、健康に対する影響があるという状況でございます。</p> <p>受動喫煙については、引き続き健診や地域のイベント等で喫煙や受動喫煙が健康に与える影響について啓発や周知に努め、生活習慣病の予防を図るための健康づくりに取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> |
|--|--|--|--|

◆ご意見に関する市の考え方

| 番号 | 分類  | 頁    | ご意見  | 市の考え方  |
|----|-----|------|--|--|
| 8  | その他 | P 40 | <p>群馬県中之条 高齢者 5, 000 人が 17 年間歩いて健康で居られるかという調査が有る、結果だ。先生にメールして聞く。</p> <p>歩く事で健康を意識して、食生活が替わる。</p> <p>先生の自慢、自分の関わった自治体、癌の死亡率減少、マスコミで報道されていると言う。2, 000 歩未満の方は 8%が罹患している。 9, 000 歩以上 20 分の早歩きされた方は 1%だと言う。</p> <p>私も大腸癌検査したら 陽性 でも歩いて居るから無いと思って 大腸カメラ ポリープ取って 陰性</p> <p>一番 言いたい事は 認知症 7, 000 歩以上 15 分の早歩きした方は 0% 9, 000 歩以上も 0%</p> <p>でもね 実験だと言っても 認知症回避出来る歩数 約 40%の人しか歩かない。</p> <p>行政が アピールする事が大事だと思う、我街で必死に言って、やっとウォーキング記録票。</p> <p>先生が言う、歩数計持てば 人間 数字が大きい事が好きだから 平均 2, 000 歩多く歩くそう。</p> <p>但し 歩く事だけで無いとは思う、身体を動かす事が大事、街の道路 歩ける様にする事が大事。 健康な街を 認知症の居ない街で競争出来る日本で有りたいと考える。一面的な奴。</p> | <p>身体活動や運動を地域ぐるみで推進できる環境づくりを推進し、地域でのウォーキング教室などの実施を今後も継続してまいります。</p> <p>このように、運動習慣の確立に向けた普及啓発など健康づくりの取組みを推進してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> |

◆ご意見に関する市の考え方

| 番号 | 分類  | 頁   | ご意見  | 市の考え方  |
|----|-----|-----|--|--|
| 9  | その他 | P44 | <p>第4次保健計画案 p44 の7. たばこ・アルコール施策 1<br/>において以下の項目を記入する。</p> <p>人通りの多いところや通り、各種公共施設で受動喫煙することの無いように、先進各市の例にならって、強力に規制できる「路上喫煙禁止エリア」を設けること。そのため、「路上喫煙禁止条例」を制定すること。(喫煙スペースを設けることを含む)</p> <p>理由：大阪府において成立した受動喫煙防止条例と併せて、より一層の「禁煙・受動喫煙対策の推進」を図ることが可能となる。</p> | <p>本市では、現在、健康寿命の延伸による生活の質の向上を目指し、河内長野市第4次保健計画の策定に取り組んでいるところであり、この計画を地域団体や関連団体と連携・協働し、推進することにより、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを総合的に支援してまいります。</p> <p>ご意見をいただきました、「路上喫煙禁止条例」の制定につきましては、改正健康増進法（平成30年7月25日公布の「健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）」による改正後の健康増進法）第25条の3において、「何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない」と規定しております。この規定に準拠する健康づくりの取り組みを第4次保健計画の中で進めてまいります。具体的には健診や地域のイベント等で喫煙や受動喫煙が健康に与える影響について啓発や周知に努めてまいります。したがって、現在のところ本市において条例の制定は考えておりません。よろしくご理解賜りますようお願いいたします。</p> |